

別記4

生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱

1 通則

生放送字幕番組普及促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

2 交付の目的

本要綱に基づく助成は、生放送番組に字幕を付与する機器の整備に必要な資金について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に資することを目的とする。

3 交付の対象

この助成金の助成対象事業は、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律第2条第4項第3号に規定する通信・放送身体障害者利用円滑化事業とする。

4 交付選定基準

機構は、助成対象事業者（助成対象事業を行う者をいう。以下同じ。）の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。なお、当該基準を満たす申請者における助成金の交付申請額の合計が予算額を上回った場合は、字幕番組制作の経費低減効果が期待される先進的な技術を用いた機器整備に重点を置いて予算の範囲内で交付額を調整することとする。また、特に地上波放送に係る申請の場合、関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏を放送対象地域とする民間地上基幹放送事業者を除く放送事業者に係るものを優先することとする。

- (1) 一の放送事業者の生放送番組に字幕を付与するための機器の整備に当たり、これまで本助成金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (3) 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- (4) 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 助成対象事業で機器を整備した翌年度から5年間の当該機器の具体的な利用計画又は利用方針が明確であること。なお、申請者が一の放送事業者と異なる場合、当該利用計画又は利用方針について当該一の放送事業者と合意していること。

5 助成対象経費等

- (1) 助成対象経費（助成金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。）は、生放送番組に字幕を付与するための機器の整備に必要な経費であって、機構が予算の範囲内で助成を行うことが適当であると認めるものとする。なお、現地調査費、設置工事費、既存設備改修費、保守費等に係る経費を除く。
- (2) 本要綱に基づく助成金の額は、当該助成対象経費の額の2分の1に相当する額を限度とする。
- (3) 本項（2）の規定により計算した助成金の額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 助成金の交付申請

- (1) 助成対象事業を実施しようとする者が助成金の交付を受けようとするときは、様式第1の生放送字幕番組普及促進助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 本項（1）の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

7 交付の決定及び通知

- (1) 機構は、前項の申請があったときは、申請書について審査し、及び必要に応じて実態調査を行い、助成金の交付又は不交付を決定する。
- (2) 機構は、本項（1）の助成金の交付の決定をしたときは、様式第2の生放送字幕番組普及促進助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- (3) 機構は、本項（2）の交付決定の通知に際して、必要に応じて助成金の交付に係る事項につき条件を付することができる。
- (4) 機構は、本項（1）の助成金の不交付の決定をしたときは、様式第3の生放送字幕番組普及促進助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

8 申請の取下げ

- (1) 前項（2）の交付決定通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 本項（1）の規定に基づき、助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に書面をもって申し出なければならない。

- (3) 本項(2)の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

9 計画変更等の承認

- (1) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第4の生放送字幕番組普及促進助成金計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項についてはこの限りではない。
- (2) 機構は、本項(1)の承認をしたときは、様式第2の生放送字幕番組普及促進助成金交付決定通知書を準用して申請者に通知するものとする。機構は、当該承認の通知に際して、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- (3) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、様式第5の生放送字幕番組普及促進助成金事業中止(又は廃止)承認申請書を機構に提出して、その承認を受けなければならない。

10 財産管理・帳簿の記載

- (1) 助成対象事業者は、助成金によって取得した機器等(以下「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 助成対象事業者は、本項(2)の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

11 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を、助成対象となった事業の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別に定める処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

12 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6の生放送字幕番組普及促進助成金事故報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。

13 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況について様式第7の生放送字幕番組普及促進助成金状況報告書により機構に報告しなければならない。

1.4 実績報告

助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第9項(3)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、様式第8の生放送字幕番組普及促進助成金実績報告書を作成し、終了若しくは廃止の承認の日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、機構に提出しなければならない。ただし、第17項

(1)の規定により助成金の交付の決定の全部を取り消された場合には、当該実績報告書の提出を要しない。

1.5 助成金の額の確定等

(1) 機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知するものとする。

(2) 本項(1)の交付すべき助成金の確定額は、第7項(2)の規定により機構が交付の決定を行った助成金の額(第9項(2)の規定により交付決定の内容が変更された場合には変更後の助成金の額)を超えてはならない。

1.6 助成金の支払い

機構は、前項の規定により確定した額の助成金を支払うものとする。ただし、機構が必要であると認めるときは、概算払いをすることができる。

1.7 助成金の交付の決定の取消し

(1) 機構は、第9項(3)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(2) 機構は、助成対象事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(3) 本項(2)の規定は、第15項の規定に基づく交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

1.8 助成金の返還等

(1) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(2) 機構は、第15項(2)の規定に基づき交付すべき助成金の額の確定をした場合

において、既にその額を超える額の助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額につき、年利10.95%の割合で計算した加算金を含めて返還しなければならない。
- (4) 助成対象事業者は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

19 反社会的勢力排除に関する誓約

助成対象事業者は、別に定める反社会的勢力排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

20 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

様式第1 (第6項(1)関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

生放送字幕番組普及促進助成金交付申請書

生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱(以下「助成金交付要綱」という。)第6項(1)の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。申請に当たり、法令及び助成金交付要綱の規定に違反する行為を行わないことを確約します。

記

- 1 助成対象事業の概要
- 2 助成対象事業に要する経費の額及び助成対象経費の額(その内訳及び算出基礎を含む。)
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成対象事業の開始及び完了予定日

添付書類

- 1 申請者概要説明書
- 2 助成対象事業の内容等説明書(翌年度の字幕を付与して放送する予定の生放送番組名や付与時間の概算、翌年度から5年間における整備機器の具体的な利用計画又は利用方針を含む)
- 3 助成対象経費積算表

様式第2 (第7項(2)関係)

決裁文書記号番号
令和 年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

生放送字幕番組普及促進助成金交付決定通知書

貴殿から令和 年 月 日付申請のあった生放送字幕番組普及促進助成金について交付と決定したので、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第7項(2)の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 助成対象事業の概要
- 2 助成金の額
- 3 助成対象経費の額とその内訳
- 4 助成金交付の決定に際して付する条件
- 5 事業完了予定日
- 6 その他
 - (1) 助成金交付要綱第9項の規定により変更承認した助成対象事業に対する助成金の額は、別に通知するところによる。
 - (2) 助成対象事業の実施に当たり、助成金交付要綱の定めに従うこと。
 - (3) 実績報告の際、助成金の額の確定に必要な経理帳簿及び証拠書類の写し全てを提出すること。

様式第3 (第7項(4)関係)

決 裁 文 書 記 号 番 号
令 和 年 月 日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長

生放送字幕番組普及促進助成金不交付決定通知書

貴殿から令和 年 月 日付申請のあった生放送字幕番組普及促進助成金について不交付と決定したので、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱第7項(4)の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請事業の概要
- 2 助成金不交付決定の理由

様式第4 (第9項(1)関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

生放送字幕番組普及促進助成金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付決定となった助成対象事業について計画の一部を変更したいので、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱第9項(1)の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更を必要とする理由
- 3 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 4 計画変更後の助成対象経費の額 (その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。)

様式第5 (第9項(3)関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

生放送字幕番組普及促進助成金事業中止(又は廃止)承認申請書

令和 年 月 日付決定となった助成対象事業を中止(又は廃止)するので、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱第9項(3)の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成対象事業を中止(又は廃止)する理由
- 2 現在までの事業進捗状況
- 3 中止後(又は廃止後)の措置(中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。)

様式第6 (第12項関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

生放送字幕番組普及促進助成金事故報告書

令和 年 月 日付決定となった助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる (又は助成対象事業の遂行が困難な) ため、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱第12項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容及び原因
- 2 助成対象事業の現在の進捗状況
- 3 事故に係る金額のうち助成金に係る金額
- 4 事故に対して取った措置
- 5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

様式第7 (第13項関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

生放送字幕番組普及促進助成金状況報告書

令和 年 月 日付決定となった助成対象事業の遂行状況について報告の要求があったので、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱第13項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業の遂行状況
- 2 助成対象事業の経費執行状況
- 3 その他

	事業遂行状況 (月 日現在)	経費執行状況 (月 日現在)	その他の事項 (月 日現在)
計画 (交付申請時)			
実績			

様式第8 (第14項関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名 (団体の場合には、団体名及び代表者氏名)

(電話番号 - -)

生放送字幕番組普及促進助成金実績報告書

令和 年 月 日付決定となった助成対象事業の実績について、生放送字幕番組普及促進助成金交付要綱第14項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の終了 (又は廃止) の日
- 2 事業の成果
- 3 事業の収支決算
- 4 助成対象経費の実績額 (その内訳を含む。)